

新居浜港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成30年10月

新居浜港港湾管理者
新居浜港務局

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年5月 新居浜港地方港湾審議会
- ・平成11年7月 港湾審議会第169回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成28年1月 新居浜港地方港湾審議会

の議を経た新居浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地造成計画	3
2 土地利用計画	3
その他重要事項	4
1 港湾の再開発	4

変更理由

立地企業の要請に対応するため、内港地区における公共埠頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

内港地区において、立地企業の要請に対応するため、以下の施設を廃止する。

既設	物揚場	水深 1.2 m	延長 49 m
	船揚場		延長 8 m

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：ha

地区名 \ 用途	用途			合 計
	埠頭用地	港湾関連 用 地	工業用地	
内港地区			(1) 1	(1) 1

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記載した。

注3) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：ha

地区名 \ 用途	用途			合 計
	埠頭用地	港湾関連 用 地	工業用地	
内港地区	(1) 1	(3) 3	(1) 1	(6) 6

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の軽易な変更に係る地区のみ記載した。

注3) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

その他重要事項

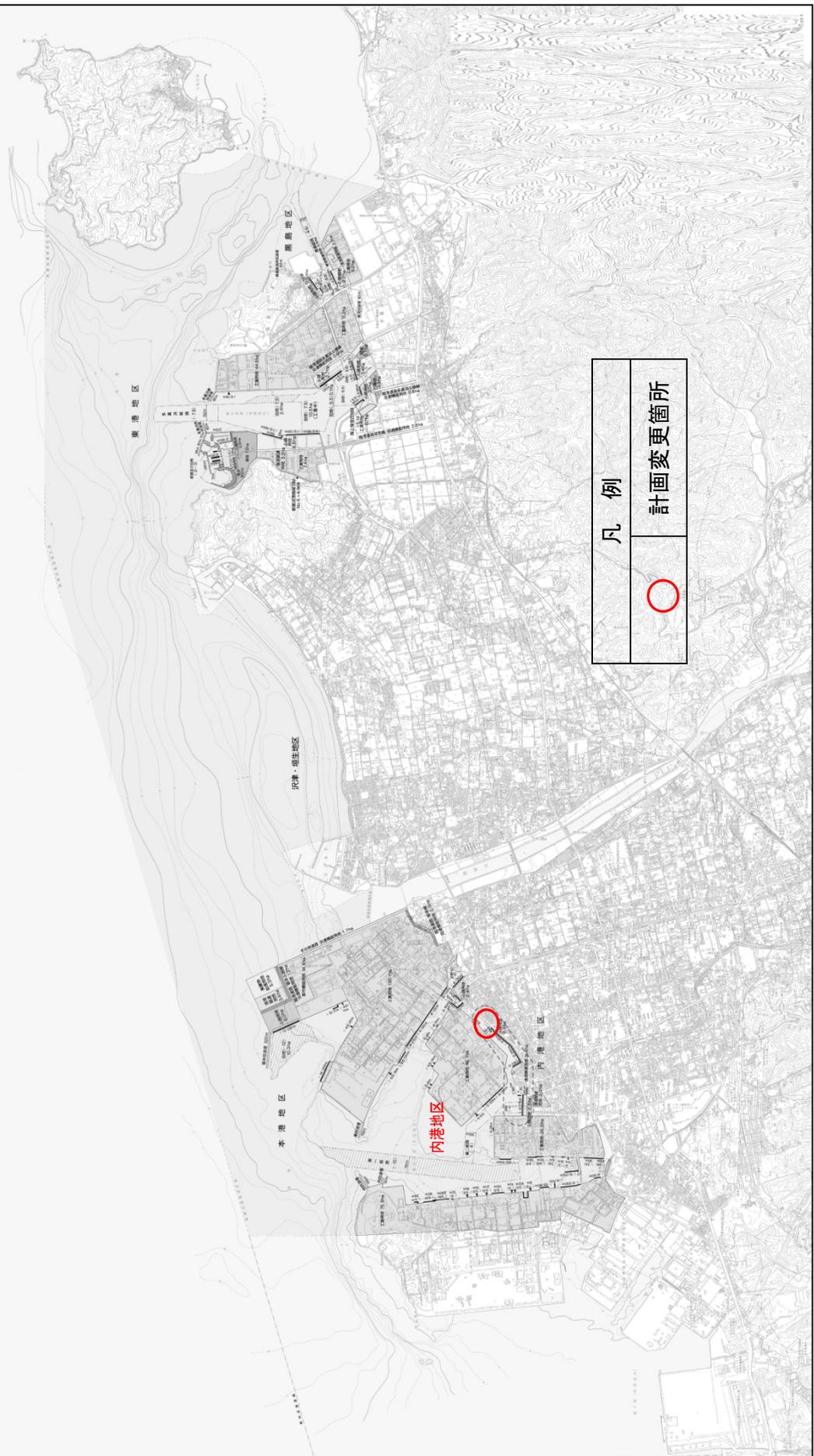
1 港湾の再開発

内港地区において、一部土地利用計画が決定したため、利用形態の見直しの必要な区域を変更する。

[利用形態の見直しの必要な区域]

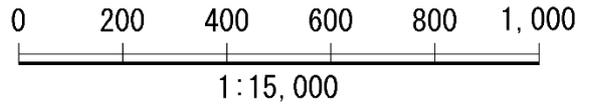
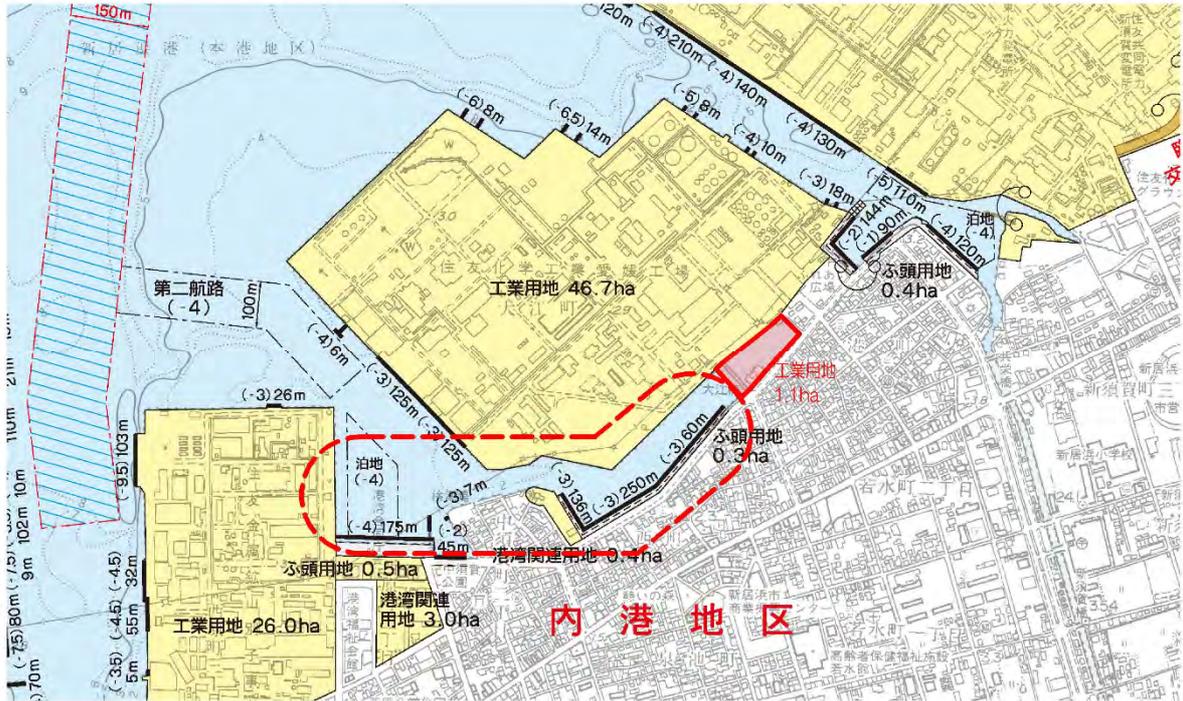
内港地区において、利用形態の見直しの必要な区域を変更する。

新居浜港湾计划位置图



凡 例	
○	計画変更箇所

新居浜港港湾計画図



凡 例	
	防波堤 (既設)
	航路・泊地 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)
	専用岸壁 (既設)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既設)
	交通機能用地 (その他道路) (既設)
	その他用地 (既設/計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域

新居浜港水準面表	
海上保安庁のB.M.	+5.14
新居浜港務局B.M No.5 (多喜浜)	+4.968
既往最大高潮面 (平成16年8月30日16号台風による)	+4.66
朔望平均満潮面	+3.72
平均水面	+2.00
東京湾平均海面(T.P.)	+1.91
朔望平均干潮面	+0.14
基本水準面 (新居浜港工事用基準面)	0
新居浜港検潮基準面	-1.02

